松江市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

松江市印鑑条例施行規則（平成17年松江市規則第171号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分を削る。

改正後	改正前
（本人又は本人意思の確認等） 第4条　略 2　申請者等が登録を受けようとする印鑑を自ら持参して申請等を行う場合において、次の各号のいずれかに定める文書を提示し、又は提出した場合は、前項の照会は、省略することができる。 (1)　運転免許証、個人番号カード等官公署が発行する顔写真の貼付けのある身分証明書 (2)・(3)　略 3〜6　略	（本人又は本人意思の確認等） 第4条　略 2　申請者等が登録を受けようとする印鑑を自ら持参して申請等を行う場合において、次の各号のいずれかに定める文書を提示し、又は提出した場合は、前項の照会は、省略することができる。 (1)　運転免許証、個人番号カード(個人番号カードとみなされる写真付の住民基本台帳カードを含む。次項第1号において同じ。)等官公署が発行する顔写真の貼付けのある身分証明書 (2)・(3)　略 3〜6　略

附　則

この規則は、公布の日から施行する。